

<p>受付日</p>	<p>令和3年12月8日</p>
<p>件名</p>	<p>子育て世帯への臨時特別給付金について</p>
<p>担当部課等</p>	<p>こども家庭部 子育て支援課</p>
<p>ご意見要旨</p>	<p>広報紙市民のひろばを拝見し子育て世帯への臨時特別給付金の支給について知りました。我が家は子供が3人おりますが特例給付の受給者なので対象外です。                  国の18歳以下に給付が決定した10万円相当の給付も対象外です。税金はきちんと払っているのに子供に支払う手当が貰えないのは不公平に感じます。                  昨年度の収入で特例給付になっておりますがコロナ禍で現在は収入が減り厳しい状態です。                  同じ思いの方は沢山いるのではないかと思います。                  未来ある子供への給付はどうか平等にして欲しいです。                  ご検討よろしくお願い致します。</p>
<p>市の回答</p>	<p>日頃より子育て支援業務にご理解ご協力をいただきありがとうございます。ごぞいます。                  現在名護市では、①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」及び②「子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）」の2事業を実施しております。                  ①の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税と同様の事情にあると認められる方、非課税世帯相当の収入の方が支給対象となります。                  貴殿の収入が令和3年1月以降に減り非課税相当の収入となった場合、本事業の支給対象者となる可能性があります。                  つきましては、令和4年2月28日までに子育て支援課にてご確認をお願いします。                  ②の事業については、政府が示した「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」に基づき実施しているため、名護市においても特例給付対象者の方は支給の対象外となっております。                  つきましては、今後は政府の動向を注視しながら子育て支援の施策として、何が出来るかを検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和3年12月22日

名護市長 渡具知 武豊

